

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

雇用保険料率の改正

Q : 雇用保険の取扱いが改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A : 保険料率が4月から変わっています。

【解説】

さきごろ、雇用保険法が改正され、雇用保険料率が改定されました。

保険料率は、次のとおりです。

[改正前]

- ・ 19.5/1,000
会社負担が11.5/1,000
被保険者負担が8/1,000

[改正後]

- ・ 15/1,000
会社負担が9/1,000
被保険者が6/1,000

雇用保険料は、会社が4月分から翌年3月分までをまとめて一括で5月20日までに納付し、従業員の負担分を毎月の給与から徴収するという仕組みのものです。

保険料率が改正される場合は、通常年度末の3月31日までに改正されるのですが、今年度は、改正が4月23日にずれ込んだ関係上、今年の納付は、6月11日に延長する措置が講じられています。

なお、4月1日から4月22日までの間に給与の支払が行われた会社については、保険料を被保険者から控除しすぎていることとなりますが、その調整は、5月以降に支給する給与で調整することとなります。また、これに伴う源泉徴収税額の調整は、年末調整で精算することとなります。

